## 厚木市園芸協会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市園芸協会(以下「協会」という。)の運営に対し、予算の範囲内で厚木市園芸協会運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助額)

第2条 補助額は、460,000円以内とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、協会とする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を申請する対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 団体規約
  - (4) 名簿

(交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定により交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の 書類を審査の上、適当と認めたものについて、補助金の額を決定する。この場合にお いて、市長は、申請者に対し交付に条件を付することができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、補助金交付決定通知書 (第2号様式)により通知するものとする。

(計画変更及び中止の届出)

- 第6条 補助金の交付決定を受けた協会の代表者(以下「代表者」という。)は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認められたときは、事業計画変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業実績の報告)

- 第7条 代表者は、その補助事業を完了したとき(第6条第2項の規定により補助事業の変更の承認を受けたときを含む。)又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、その事業の完了の日又は市の会計年度が終了した日から30日以内に事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支決算書
  - (2) 事業報告書

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産

を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、 貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

	補助金交付申請書												
( 7	あて先	;) [	冒子	木市	市長						年	月	日
							寸	又 は 所 体 Zは代表	名			Ер	
<u> </u>	欠のと	おり	申請	しまる	<b>す。</b>								
1	事業	美(事	務)	の名	称								
2	施	行		場	所								
3	申	請	金	客百	等	申請金額							円
						算出基礎							
4	事	業		概	要								
5	事	業		効	果								
6	着	手	年	月	日			年	月	日			
7	完	了	年	月	日			年	月	日			
8	添	付		書	類	事業計団体規			収支予算 名簿	<u></u>			

補助金交付決定通知書										
					年	月	日			
			ħ.	厚木市長			印			
							-1-			
ます	年 - 。	月	日付印	ナで申請のあった市補助金については、次のとおり決	定し	たのて	で通知し			
1	事の	業 (事 名	事 務) 称							
2	補即定	加金 交 金	だ付決 額		_	_	円			
3	補	助务	条 件	(1) この補助金は、 ものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示 (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが 補助金交付の決定が取り消され、交付された補 部の返還を命ずることができるものであること。 (4) 補助事業が完了したときは、定められた期限ま 書及び収支決算書を市長に提出すること(補助 ときは、この文書を会計課窓口に提示してくださ (5) 交付時期	でに 金の3	こと。 した場 の全部 事	3又は一			

	事業計画変更承認申請書										
								年	月	日	
(	(あて先) 厚 木 市 長										
					住所又は 団 体 氏名又は代	名			印		
	次のと	おり申請	します。								
1	事の	業 ( <sup>事</sup> 名	-								
2	施	行址	易所								
3	変金	更更		変更申請 金額						円	
		額	等	算出基礎							
4	变 内	更の	理 由 容								
5	変	更	日		年	月	目				
6	添	付 氰	<b>事</b> 類	変更事業語	—————————————————————————————————————	変更収支予	算書				

				事業	計画	变更	<b>承認</b> 道	通知	書			
			134							年	月	日
			様					厚	木市長			印
次	のとおり承認	します	<b>t</b> .									
1	事業(事務 名	)の 称										
2	変更補助領	金額										円
3	条	件										
4	指 示 事	項										

	事業実績報告書			
(あて先) 厚 木 市	長	年	月	日
次のとおり報告します。	住所又は所在地 団 体 名 氏名又は代表者名	I	印	
1 事業(事務)の名称				
2 施 行 場 所				
3 事 業 費				円
4 補助金交付決定額				円
5 事業完了年月日	年 月 日			
6 実績の概要 (内容、効果等)				
7 次年度以降の事業の取組への考え方				
8 添 付 書 類	収支決算書 事業報告書			